

見積合わせ案件

業務名	令和4年度「京都ITミツカ デモング」支援強化事業 サポート事業 <ドローン等の無人航空機及び AI を活用した脱炭素化事業の可能性調査業務>
納入場所	公益財団法人京都産業21 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
納入期限	令和5年3月15日(水)
仕様書	別添のとおり
提出書類	下記書類正本1部をご提出ください。 ① 見積書 ② 受託資格要件確認書(別紙1) ③ 履歴事項全部証明書(写し可) ④ 京都府税に滞納がないことの証明書(写し可) ⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) ⑥ 誓約書(別紙2)
書類提出期間	令和4年11月11日(金)～令和4年11月21日(月) 9時00分から17時00分まで
書類提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。(提出期間内必着)
書類提出場所	公益財団法人京都産業21 イノベーション支援部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
見積合わせ参加資格	① 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること ② ドローン等の無人航空機及び AI を扱う技術を有すること ③ 森林または竹林等の管理業務にドローン等の無人航空機及び AI を活用した技術を導入した実績を有すること ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程により、京都府その他自治体から入札参加資格を取り消されていないこと。 ⑤ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 ⑥ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。 ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
質問等受付期限	令和4年11月16日(水) 17時00分まで 下記まで、メールをお送りください。
担当	公益財団法人京都産業21 イノベーション支援部(担当:柴田、勝山) TEL:075-315-1057 FAX:075-314-4720 メール: startup@ki21.jp

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

ドローン等の無人航空機及び AI を活用した脱炭素化事業の可能性調査業務

2 委託業務の目的

京都府では 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、新たな脱炭素テクノロジーの社会実装を促進するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させているところです。林業分野における自然資源の循環や炭素吸収量の確保等のカーボンニュートラルの取組には森林の適性管理が必須です。一方で、放置竹林は景観や環境保全への影響からも京都府が抱える重要な社会課題であり、その拡大防止や竹材の有効活用が求められているところです。

本業務では、こうした社会課題の解決に向け、竹林管理の見える化・効率化を図るプロセスの見直しから、自然資源の高付加価値化を検討するための実証・調査を行うとともに、ドローン等の先端技術を活用した新たな脱炭素化事業の可能性を探ることを目的とします。

3 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 15 日(水)まで

4 受託者の資格

- (1) 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること
- (2) ドローン等の無人航空機及び AI を扱う技術を有すること
- (3) 森林または竹林等の管理業務にドローン等の無人航空機及び AI を活用した技術を導入した実績を有すること
- (4) 見積書提出時において、京都府より指名停止を受けていないこと
- (5) 見積書提出時において、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 委託業務の内容

「2 委託業務の目的」に沿った、以下の業務一式

- (1) 府内の竹林等の調査・実証フィールドの確保
- (2) 調査・実証用のドローン・AI などの確保
- (3) 調査・実証内容の企画・実施
- (4) 調査・実証環境の整備、必要な人員配置
- (5) 調査・実証結果の分析

6 調査・実証に関する注意点

- (1) 調査期間・場所
 - ・調査期間中に複数回フィールド調査を行うこと
 - ・調査場所は京都府内に限る
- (2) 詳細内容
 - (ア) デジタルカメラを搭載したドローンと AI(人工知能)を活用し、竹林の上空から

委託業務仕様書

自動で竹を識別し炭素蓄積量の推定を行うこと。なお実証試験は管理された竹林と放置竹林両方で行い、管理された竹林では竹の各個体の検出、サイズの推定及び竹林全体の密度、面積、炭素蓄積量を推定し、毎木調査と比較した精度を把握すること。放置竹林では竹林全体の面積、炭素蓄積量を推定し、同様に毎木調査と比較して精度を把握すること。

なお、推定した情報は、他のデータ連携等も考慮し GIS で確認できる形で出力すること。

(イ) フィールド実証の結果を基に放置竹林等の課題解決に繋がる事業展開の可能性を提案すること。

(例) 削減できた CO2 のクレジット化の可能性、適正管理による竹林等の資産価値の比較、侵入状況の把握による災害等の危険性推定 など

(3) 調査・実証環境の確保

(ア) 竹林の課題を有する府内の自治体・団体等と連携し、本業務を実施できる体制を確保すること

(イ) 府内の竹林を用いて調査・実証を行うこととし、受託者または連携する自治体・団体等が竹林の所有者等との調整を行うこと。

(ウ) 調査・実証に必要な機材等について準備すること。

(エ) 調査・実証が安全に行うことができるように、安全基準の遵守等、予め必要な措置を講ずること。

7 業務完了報告書等の提出

業務完了後は、令和5年3月15日(水)までに、以下の成果物を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データにて提出すること。

(1) 調査結果や脱炭素化事業可能性等の報告書

(2) 記録写真

8 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して決定するものとする。